

基本方針1 ごみを減らす仕組みづくりの推進

3Rの優先順位に基づき、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）に向けた取り組みを推進していきます。

そのためには、ごみを排出する市民一人ひとりの日常生活や商品・サービスを提供する事業者の取り組みが重要であることから、市民・事業者・市が情報・目的を共有して一体となり、自発的に取り組めるような体制づくりを推進していきます。

基本施策1 情報の共有化

- 個別施策1 情報提供の拡充
- 個別施策2 処理・処分体制の公開
- 個別施策3 出前講座の拡充

基本施策2 市民・事業者・市の協働した体制づくり

- 個別施策1 クリーンにいがた推進員制度の創設
- 個別施策2 事業者の取り組みの促進
- 個別施策3 三者協働による推進体制の整備

基本施策3 意識啓発・環境教育の推進

- 個別施策1 意識啓発の拡充
- 個別施策2 環境教育の充実

基本施策4 協働による3R運動の推進

- 個別施策1 マイバッグ運動などの推進
- 個別施策2 リサイクルプラザ事業の推進
- 個別施策3 生ごみリサイクルの推進

基本方針2 家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進

資源となるごみについては、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減するため、平成20年度中に分別区分を「10種13分別」に統一し、高品質なリサイクルを推進します。

また、家庭系ごみの有料化は、ごみの減量・リサイクルのために有効な手段であるとともに、ごみ量に応じた費用負担の公平化が図られることから、分別変更と同時に、有料化を実施します。

基本施策1 「10種13分別」による資源化の推進

地区ごとに異なる分別区分を統一し、リサイクルを推進するため、平成20年度中に「10種13分別」に統一します。ただし、巻広域については、これまでの経緯から「8種11分別」とし、その中で資源化の向上を図ります。

■将来の家庭系ごみの収集区分

統一区分			巻広域特例区分	
区分	統一区分	品目例	巻広域特例区分	
分別数	10種13分別		8種11分別	
ごみ	燃やすごみ 週3回	生ごみ、紙くず、ゴム製品、 皮革製品、衣類、資源化対象外プラなど	普通ごみ 週3回	
	燃やさないごみ 月1回	ガラス、せともの、金属くず、 傘、小型家電製品など	粗大ごみ 随時・申込制戸別	
	粗大ごみ 随時・申込制戸別	家具、寝具類など	ペットボトル 月2回	
資源物	プラスチック製容器包装 週1回	食品用トレイ・カップ、ビニール袋、 レジ袋、ボトルのふたなど	ペットボトル 月2回	
	ペットボトル 月2回	飲料用・食品用のペットボトル	飲料用びん 月2回	
	飲食用びん 月2回	飲料用・食品用のびん	飲食用缶 月2回	
	飲食用缶 月2回	飲料用・食品用の缶	有害・危険物 月1回	
	有害・危険物 月1回	乾電池、蛍光管、水銀体温計、 スプレー缶類、ライターなど	古紙類（4種） 月2回	
	古紙類 月2回	①新聞 ②雑誌・雑紙 ③段ボール ④紙パック	枝葉・草 週1回	
枝葉・草 週1回	枝葉、草			